

平成 26 年 12 月 24 日

各 位

株式会社 北洋銀行

「非課税上場株式等管理に関する約款」の変更を実施します

北洋銀行は、平成 26 年度の税制改正による租税特別措置法の一部改正（少額投資非課税制度(NISA)の制度改正)に伴い、「非課税上場株式等管理に関する約款」の変更を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 変更実施日

平成 27 年 1 月 1 日(木)

2. 変更の主旨

平成 26 年度の税制改正による租税特別措置法の一部改正(平成 26 年 3 月 31 日公布、平成 27 年 1 月 1 日施行)により、「少額投資非課税制度(NISA)」の制度改正が実施されることに伴う変更となります。

変更後の「非課税上場株式等管理に関する約款」は次頁以降にてご確認ください。

3. その他

「非課税上場株式等管理に関する約款」は、「投資信託取引規定集」に収録しています。

変更後の「非課税上場株式等管理に関する約款」を収録した「投資信託取引規定集」をご所望の場合、平成 27 年 1 月 5 日(月)以降に当行投資信託取扱店窓口へご相談ください。

以 上

非課税上場株式等管理に関する約款

第1条(約款の趣旨)

- (1)この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社北洋銀行(以下「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2)お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」等その他の当行が定める契約条項および、租税特別措置法その他の法令によります。

第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)

- (1)お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、租税特別措置法第37条の14第5項第3号イからハに規定する各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等並びに「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出してください。
ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。
なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。
- (2)前項の「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関等に重複して提出することはできません。
- (3)お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- (4)当行が前項の「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
 - ②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
- (5)お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融機関等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
- (6)当行は、前項の変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

第3条(非課税管理勘定の設定)

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

第4条(非課税管理勘定における処理)

上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税管理勘定において処理いたします。

第5条(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次の各号に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされているものに限り)で、当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)、上場株式等の取得対価の額(第1号により、取得する上場株式等についてはその取得対価の額をいい、第2号により、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が100万円を超えないもののみを受け入れます。

- ① 受入期間内に当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り)により取得した上場株式等(以下「株式投資信託」といいます。)で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
- ② 非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続きにより移管がされる株式投資信託
- ③ 非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

第6条(譲渡の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあつた場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面等により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取り扱うものとします。
 - ① 第5条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定への移管(ただ

し、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して100万円を超えないものに限り、)

- ②非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の振替口座簿への記載または記録がされている口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り、)

第9条(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

当行は、第5条第2号または第8条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項の定めるところにより行います。

第10条(非課税口座取引である旨の明示)

- (1)お客様が非課税管理勘定に係る第5条に定める受入期間内に、当行が行う募集または当行への購入申込により、第5条第1号の規定に基づき取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。

当該お申出がない場合は、特定口座または一般口座に受入れさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り、)。

なお、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超える場合には、当該100万円を超える部分については、非課税口座以外の口座(特定口座または一般口座)に受け入れさせていただきます。

- (2)お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れている場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第11条(届出事項の変更)

- (1)「非課税口座開設届出書」等の提出後に、当行にお届出いただいたお名前、ご住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(租税特別措置法施行令第25条の13の2に規定されるものをいいます。)により当行にお届出いただくこととします。また、その変更がお名前またはご住所に係るものであるときは、お客様には運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書等の確認書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。
- (2)非課税口座を開設している当行の営業所の変更(移管)があったときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。

第12条(契約の解除)

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されます。

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき 当該提出日
- ②お客様から租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があったとき 出国日
- ③お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤お客様がこの約款の変更に同意されないとき
- ⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

第 13 条(手数料)

将来、法令・諸規則の変更等が行われること等により、手数料をいただくことがあります。

第 14 条(免責事項)

お客様が第 11 条に定める変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責に帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第 15 条(合意管轄)

お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 16 条(約款の変更)

- (1)この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立がないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱います。
- (2)前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。

附則

この約款は、平成 27 年1月1日より適用します。

以 上